

新型コロナウイルス流行に伴う立看板設置期間特例について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年3月30日）

新型コロナウイルスの流行に伴い、学内学生団体の新入生に対する勧誘のスケジュールが後ろにずれ込むことが予想されますので、京都大学立看板規程第3条に定められている「新入生の勧誘を目的とする立看板」の設置期間を臨時に無期限とすることを要望します。

【回答】（回答日：2020年4月17日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご質問と行き違いになってしまいましたが、令和2年4月8日 KULASIS 掲載の「新入生の勧誘を目的とする立看板の設置期間の取扱いについて」で示しておりますとおり、今年度に限り、京都大学立看板規程第2条第2項及び第3条の規定にかかわらず、本学の学生団体は、新入生の勧誘を目的とする立看板を、学生担当理事が課外活動の自粛要請を解除した日から起算して20日を経過するまでの間、設置することができるものとします。